



福祉用具貸与・購入、住宅改修 環境を整えるためのサービス

福祉用具をかりる

福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。
※要支援1・2の方、要介護1の方は、①～④のみ利用できます。
⑧は、要介護4・5の方のみ利用できます。(尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の方、要介護1～3の方も利用できます)

- ① 手すり(工事をとまわらないもの)
- ② スロープ(工事をとまわらないもの)
- ③ 歩行器
- ④ 歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等)
- ⑤ 車いす
- ⑥ 車いす付属品(クッション、電動補助装置等)
- ⑦ 特殊寝台
- ⑧ 特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等)
- ⑨ 床ずれ防止用具
- ⑩ 体位変換器(起き上がり補助装置を含む)
- ⑪ 認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む)
- ⑫ 移動用リフト(立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む)
- ⑬ 自動排せつ処理装置



月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1割を自己負担します。(用具の種類、事業者によって貸し出し料は異なります。)

福祉用具を買う

特定福祉用具購入 (介護予防福祉用具購入)

- 支給の対象は、次の5種類です。
- ① 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
 - ② 特殊尿器(自動排せつ処理装置の交換部品)
 - ③ 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
 - ④ 簡易浴槽
 - ⑤ 移動用リフトのつり具の部分

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりません。また購入時には理由書等が必要です。必ずケアマネジャーに相談しましょう

※委任払制度があります
一定の条件を満たせば、一旦全額を支払わなくても自己負担額を支払うだけで福祉用具の購入や住宅改修ができます。必ず事前にケアマネジャーに相談しましょう

住宅を改修する

居宅介護住宅改修 (介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護・要支援の認定のある方は上限20万円まで住宅改修費が支給されます。(自己負担1割)

●工事の前に保険給付の対象となるかなどを、ケアマネジャーが市町村の窓口にも必ず相談しましょう

- 支給の対象となる工事
- ① 手すりの取り付け
 - ② 段差や傾斜の解消(付帯する工事として転落防止柵の設置)
 - ③ 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
 - ④ 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
 - ⑤ 和式から洋式への便器の取り替え
 - ⑥ その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります
※委任払制度があります
一定の条件を満たせば、一旦全額を支払わなくても自己負担額を支払うだけで福祉用具の購入や住宅改修ができます。必ず事前にケアマネジャーに相談しましょう

介護サービス(施設)の種類と費用のめやす

施設サービスは、どのような介護が必要かによって3つのタイプに分かれます。このなかから入所する施設を選び、利用者が直接申し込んで契約を結びます。

※要支援の方は施設サービスは利用できません
※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります

生活介護が中心

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理を受けられます。



1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護1	約1万7310円	約1万8900円	約1万9770円
要介護2	約1万9410円	約2万 970円	約2万1870円
要介護3	約2万1570円	約2万3100円	約2万4060円
要介護4	約2万3670円	約2万5170円	約2万6160円
要介護5	約2万5740円	約2万7210円	約2万8230円

介護やリハビリが中心

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを受けられます。



1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護1	約2万1300円	約2万3580円	約2万3670円
要介護2	約2万2710円	約2万5020円	約2万5080円
要介護3	約2万4600円	約2万6910円	約2万7000円
要介護4	約2万6160円	約2万8500円	約2万8590円
要介護5	約2万7750円	約3万 90円	約3万 180円

医療が中心

介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護などを受けられます。



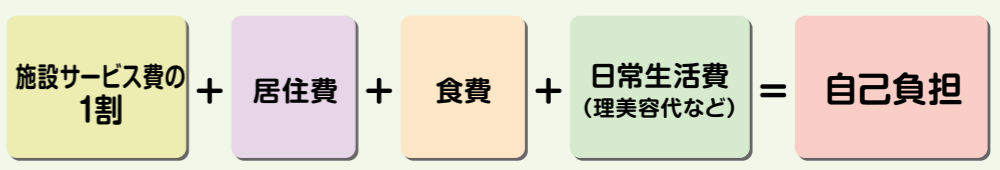
※平成29年度末までに廃止予定

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型準個室
要介護1	約2万 100円	約2万3370円	約2万3460円
要介護2	約2万3340円	約2万6610円	約2万6700円
要介護3	約3万 330円	約3万3600円	約3万3690円
要介護4	約3万3330円	約3万6570円	約3万6660円
要介護5	約3万6000円	約3万9270円	約3万9360円

■ 費用の支払い

施設サービス費の1割のほか、居住費・食費・日常生活費の合計が自己負担となります。



■ 低所得の方の負担軽減(特定入所者介護サービス費)

●低所得の方は所得に応じて自己負担の上限が設けられ、これを超える利用者負担はありません。

●この負担限度額を超える部分については、申請により「特定入所者介護サービス費」として戻ります。

自己負担の上限額(月額) ※ ()の金額は、介護老人福祉施設に入所又は短期入所サービスを利用した場合の額です。

対象者	食費	居住費			
		従来型個室	多床室	ユニット型個室	ユニット型準個室
生活保護の受給者の方等	300円	490円(320円)	0円	820円	490円
世帯全員が市町村住民税非課税で 老齢福祉年金受給者の方	300円	490円(320円)	0円	820円	490円
合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方等	390円	490円(420円)	320円	820円	490円
合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方等	650円	1310円(820円)	320円	1310円	1310円